

「中間のとりまとめ」報告関連資料

# 都 区 制 度 の 改 革

新たに問われる「平成12年改革」

〈 関 連 資 料 〉

平成 17 年 1 月

特 別 区 制 度 調 査 会

## 目 次

資料1 東京都制 [本文 1 ページ] .....	1
資料2 戦後都区制度の歴史的変遷 .....	2
(1) 戦後都区制度の歴史的変遷(概略) [本文 1 ページ] .....	2
(2) 都区制度の変遷 [本文 1 ページ].....	3
資料3 第8次地方制度調査会答申 [本文 2 ページ] .....	4
資料4 「一つの試み」(国会答弁) [本文 2 ページ] .....	10
資料5 第22次地方制度調査会答申 [本文 2 ページ] .....	11
資料6 昭和61年都区合意「都区制度改革の基本的方向」 [本文 2 ページ] .....	15
資料7 平成12年改革の枠組み [本文 3 ページ] .....	20
資料8 都区協議会(12.2.10)で確認した主要5課題 [本文 4 ページ] .....	22
資料9 首都たる東京の計画例示 [本文 5 ページ] .....	24
資料10 都区財政調整制度 .....	27
(1) 都区税財政制度改革の全体像(イメージ図) [本文 6 ページ] .....	27
(2) 特別区財政調整交付金算定の仕組み [本文 6 ページ] .....	28
(3) 都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要 [本文 6 ページ] .....	29
資料11 多様な「区」がある中で [本文 11 ページ] .....	30

## 東京都制 (昭和18年法律第89号)

### 1 東京都制の誕生 (提案理由:昭和17年閣議決定)

『東京ハ帝都ニシテ大東亜建設ノ本拠タリ從ツテ其ノ行政ノ拳否ハ国政ノ進展ニ関スル所至大ナルモノアルニ鑑ミ真ニ帝都ノ性格ニ適応スル体制ヲ確立スルト共ニ其ノ行政ノ統一及簡素化ト刷新強化トヲ図ル為東京都制ヲ制定スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ』

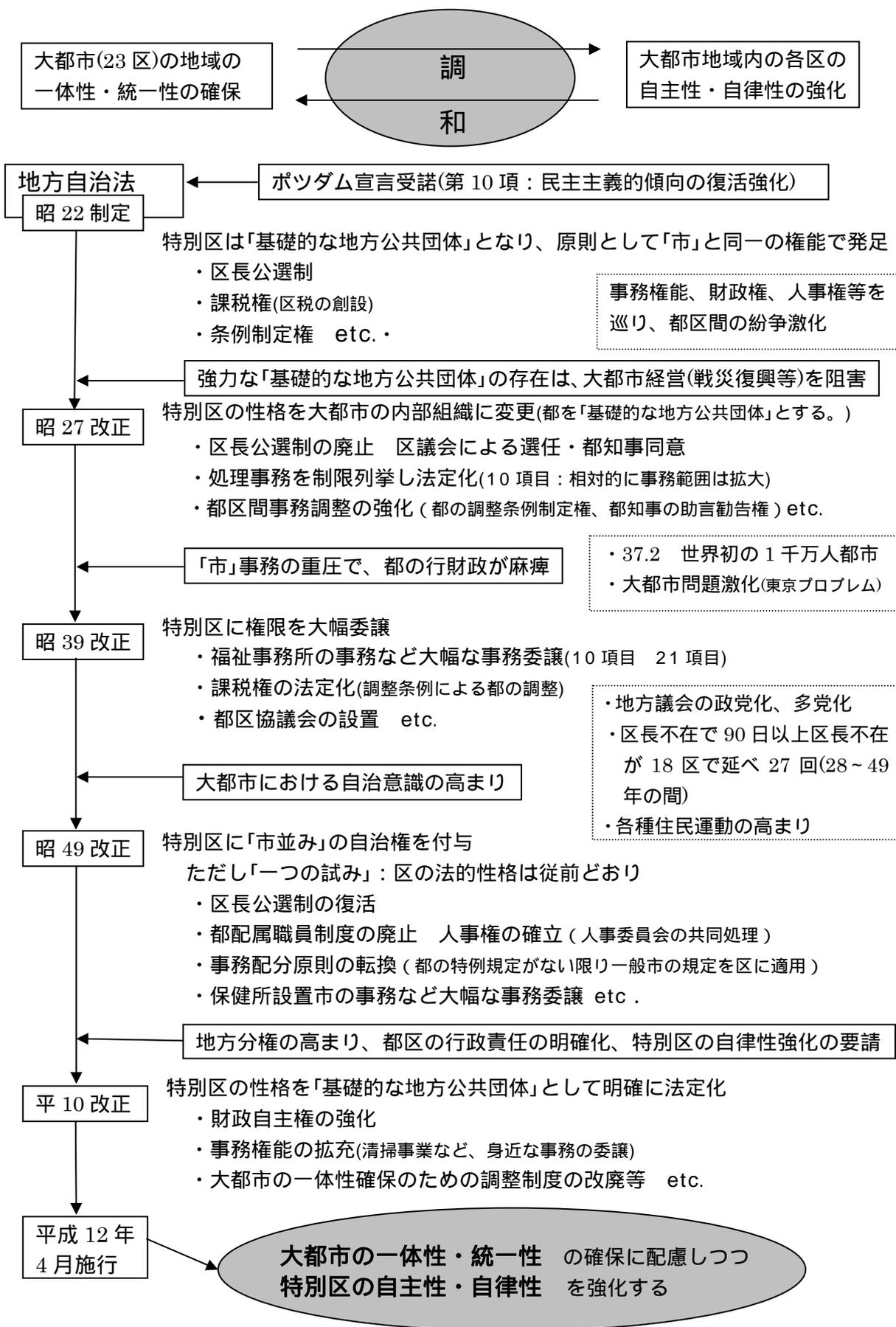
### 2 東京都制案要綱 (昭和17年11月24日閣議決定)

- 一 東京府及東京市ヲ廢シ東京府ノ区域ヲ以テ東京都ヲ設置スルコト
- 二 都ノ首長ハ官吏(都長官)ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 三 都ニ都議会及都参事会ヲ置クコト
- 四 都議会及都参事会ニ付テハ概ネ府県会及府県参事会ニ準ズルモ議員ノ定数等ニ関シ必要ナル若干ノ整備ヲ加フルコト
- 五 都庁ノ職員ハ幹部級ヲ官吏トシ其ノ他必要ナル範囲ニ於テ吏員ヲ置クモノトスルコト
- 六 都ノ財政ハ単一制トスルコト  
都税ノ種目及賦課ノ限度ハ府県税及市税ヲ合セタルモノニ依ルコト但シ現在ノ東京市以外ノ地域ニ於テハ府県税ニ準ゼシムルコト
- 七 都ノ下級行政組織ハ原則トシテ区トスルモ現在ノ東京市以外ノ地域ニ於ケル市町村ハ差当リ概ネ従来ノ如ク之ヲ存続セシムルコトヲ得ルコト
- 八 区ノ自治権ニ付テハ概ネ現制ニ準ジ必要ナル整備ヲ加フルコト
- 九 都ハ内務大臣ニ於テ之ヲ監督シ区及市町村ハ第一次ニ於テ都長官第二次ニ於テ内務大臣之ヲ監督スルコト
- 十 本件ハ昭和十八年十月一日ヨリ之ヲ実施スルコトヲ目途トスルコト
- 十一 従来ノ東京府及東京市ノ吏員ハ適當ナル範囲ニ於テ之ヲ都ノ官吏又ハ吏員ニ任用スルコト

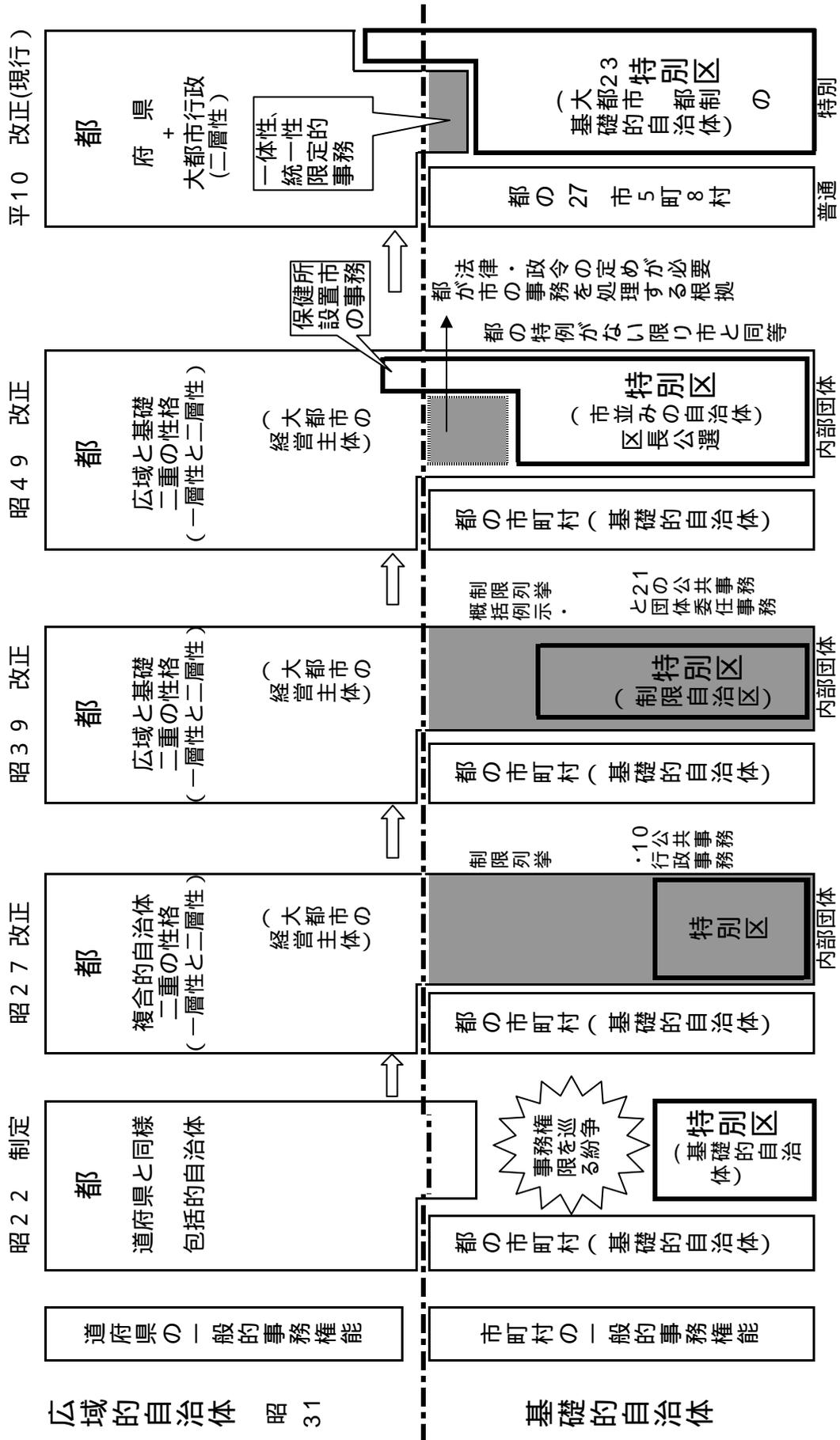
### 3 第81帝国議会 (昭和18年1月29日衆議院本会議内相説明)

『東京都制定ノ趣旨ト致シマス所ハ、之ヲ要約致シマスルト凡ソ次ノ三点ニ歸着スルト思ヒマス、其ノ一ハ帝都タル東京ニ真ニ其ノ国家的性格ニ適応致シマシタ確固タル体制ヲ確立スルコトデアリマス、其ノ二ハ帝都ニ於ケル従来ノ府市併存ノ弊ヲ是正解消シ、帝都一般行政ノ一元的ニシテ強力ナル遂行ヲ期スルコトデアリマス、其ノ三ハ帝都行政ノ運営ニ付キ根本的刷新ト高度ノ能率化トヲ図ルコトデアリマス、惟フニ我が東京ハ内地人口ノ約一割ヲ擁スル国内無類ノ巨大都市デアリマスルノミナラズ、實ニ我国ノ帝都トシテ比類ナキ国家的意義ト重要性トヲ持ツテ居リマス、更ニ今日ニ於キマシテハ、大東亜建設ノ本拠トシテ全世界ニ其ノ大イナル地位ヲ示スニ至ツテ居ルノデアリマス、隨テ之ヲ単ナル一地方都市乃至ハ一地方トシテ經營致シマスルコトハ、根本的ニ其ノ性格ニ適応セヌモノガアルト存ズルノデアリマス、宜シク其ノ国家的意義ト性格トニ適応スル確固タル体制ヲ確立スベキデアリ、是コソ大東亜建設ノ基礎ヲ固ウスル所以ノ根本策デアルト考ヘルノデアリマス、』

## 戦後都区制度の歴史の変遷(概略)



都区制度の変遷



## 第8次地方制度調査会答申

第8次一3  
地制調発第109号  
昭和37年10月1日

内閣総理大臣  
池田勇人殿

地方制度調査会  
副会長 高橋雄豹

### 首都制度当面の改革に関する答申

首都制度当面の改革について、別紙のとおり答申いたします。

## 首都制度当面の改革に関する答申

当調査会は、去る昭和32年10月府県制度を中心とする地方制度の根本的改革について答申を行ない、首都制度については、別途考究するものとし、昭和33年8月以来引続き調査審議を続けてきた。

この間、昭和35年10月首都制度の改革に関し行政部会の中間報告を行なったが、中間報告で指摘したように、東京都は、首都としてまた大都市として複雑かつ困難な多くの問題に直面している。このような事態を招いた根本原因は、東京のもつわが国の政治、経済、文化等の中心地としての機能が、戦後一段と甚だしくなった各分野における中央集権的傾向に助長されて、人口及び産業の過度集中を招来したことにあることはいまでもないが、他面これに対応する適切な措置が講ぜられなかったことが一層事態を複雑困難ならしめていることも、否定できないところである。問題の抜本的な解決を図るためには、さきに当調査会が答申した地方制度の改革に関する答申の実施とも関連して首都の性格、区域、組織、権能等についての根本的な検討が必要と考えられるが、首都の公共施設の整備その他都行政の行詰りの状況を打開する必要性の緊急であることにかんがみ、とりあえずここに、当面執るべき措置について答申することとした。

### 第1 都及び特別区の制度の合理化

東京府市を合体して都制が設けられて以来、二重行政・二重監督の弊は除去されたとはいえ、都は、府県の事務のほか、特別区の存する区域においては、市の事務をも併せ行なうものとされているため、人口及び産業の過度集中の進むにつれて、都行政は、質量ともに複雑ぼう大となり、一つの経営体としての円滑かつ能率的な運営が期せられなくなっているばかりか、都行政に対する住民の批判と監視も充分に行なわれていない現状で、都は、自治団体として本来果すべき機能を完全に果していないといっても必ずしも過言でない状況である。

このような都行政の行詰りの状況を打開するためには、都の事務を大幅に特別区に移譲し、都は、総合的な企画立案、大規模な建設事業、なかならず首都にふさわしい公共施設の整備、特別区及び市町村の連絡調整等の重要な事務に専念することができるようになることが必要である。これとともに、都議会及び都の執行機関は、各々その職分に応じ、改正の趣旨を体して、その実効を挙げるよう都政の運営について一段の工夫改善の努力をすることが必要である。すなわち、都民の声を代表する議決機関である都議会は、世論を公正に都政に反映させるとともに、高い見識と広い視野に立って都政の方向を定め、執行機関は、経営理念に立ってその組織及び人事、財務その他の内部管理を思い切って合理化、能率化し都民へのサービスの充実向上に努めなければならない。また、特別区の区域、組織及び財政並びに都と特別区及び特別区相互間の関係についても、合理化を図ることが必要であり、これに対応して特別区の議会及び執行機関のありかたについても、都について述べたと同様の配慮が必要である。

## 1 特別区の性格

都の事務を大幅に特別区に移譲するあたり、特別区の性格を自治区とすべきか、行政区とすべきかについて慎重に検討した結果、現行どおりいわゆる制限自治区とすることにした。けだし、特別区の存する区域は、沿革的には東京市として一体的に発達してきたものであり、今日、交通・通信・社会・経済の発達等により、都民の生活はますます特別区のあいだで錯そうして営まれ、その区民意識は、一般市町村における住民意識とかなり相違している等特別区は、一般の市町村と同様の地方公共団体としての諸条件を具えていないものといわざるを得ない。しかし、そのことを理由に特別区の存する区域をつうじて統一的に処理する必要のある事務を直接都が処理するものとするとは、都行政を質量とも複雑ぼう大ならしめ、前述のような弊害を生ずることとなるので、できるだけ多くの事務が、住民の身近なところで、住民の批判に基づき、実情に即して処理されるようにするため、特別区に制限自治区としての地位を認めることが適当であるからである。

## 2 都及び特別区の仕事

都が緊急に解決を迫られている問題の解決に専念し、かつ、首都としての機能を十分に発揮できるようにするため、現在都が処理している事務は、次に掲げるようなものを除き、原則として特別区へ移譲するものとする。

- (1) 首都としての機能達成上必要な事務
- (2) 総合的な計画の作成に関する事務
- (3) 広域にわたり一元的に処理することが必要な事務
- (4) 大規模な施設の設置及び管理に関する事務
- (5) 高度の専門的な技術を必要とする事務

(1)から(5)までに掲げる事務を例示すると、警察、防災、渉外、都市計画その他広域にわたる計画の策定、幹線道路、河川及び港湾の建設及び管理、大規模な市街地再開発事業、交通・水道及び下水道事業の経営、大学・試験研究機関の設置等である。

次に新たに特別区の仕事とすべきもののうち主なものを例示すると、社会福祉、環境衛生(し尿の終末処理を除く。)、幹線街路以外の道路建設及び管理公営住宅の管理等であり、福祉事務所、保健所、清掃事務所、授産場、優生保護相談所等は、特別区へ移管するものとする。

## 3 特別区の区域

特別区の区域については、社会経済の変化に伴う地域社会の実情に即して、合理的な基準を定め、統廃合、境界変更、隣接地域への拡大等を考慮することが適当である。

## 4 区長の選任方法

現行の区長の選任方法については、種々論議の存するところであり、これを改善する方向として、特別区の仕事は、主として住民に身近な仕事であり、住民の意思に基づいて処理するこ

とが効果をあげるゆえんであることを理由に住民の直接選挙に改めることが適当であるとする考え方と、特別区の存する区域の大都市としての一体性にかんがみ、都と特別区との関係を一層一体的ならしめるとともに、現在の選任方法の欠陥を改めるため、都知事に選任の主導権をもたせることが適当であるとする考え方とがあり、慎重に検討したが、それぞれ一長一短があるので、特別区への事務の大幅移譲その他今回の制度改正について今後の運営状況を見たとうえでさらに検討することが適当であるとの結論に達した。

#### 5 特別区の組織

- (1) 特別区の議会の議員定数については、その定限を引き下げる等の方法により縮減するものとする。
- (2) 特別区又は特別区の執行機関の権限に属する事務に従事する一般職の職員は、都の職員としての身分を有するものとし、都及び特別区並びに特別区相互間において積極的に人事交流を図るものとする。

#### 6 都と特別区及び特別区相互間の関係

- (1) 特別区の手務は、原則として特別区が自主的に処理するものとする。
- (2) 特別区の手務のうち、特別区の存する区域をつうじ統一的処理を必要とするものの円滑な処理を図るため、都区の協議会を設けるものとする。

#### 7 都と市町村の関係

現在三多摩の市町村が処理している事務であっても、水道(原水の供給)、下水道(終末処理)事業の経営等広域的に処理することが適当な事務は、都において処理するものとする。

#### 8 都及び特別区の財政

- (1) 都の予算は、特別会計を含め 4,000 億円を超える巨額にのぼっている(37 年度)ので、これを重点的、効率的に使用することによって、都も自ら首都の公共施設の整備に努力するようにすべきである。
- (2) 都には高度の財政需要があることにかんがみ、一般の地方公共団体に与えられている財源を特に削減する等の措置は、この際これを取止めることとするとともに、首都の公共施設の整備のため地方債の枠を拡大してぼう大な需要に対応する財政上の特別の配慮をすることが必要である。
- (3) 都から特別区への事務移譲に伴い、特別区の処理する事務は、大幅に増大することになるので、これに見合う財源を特別区に与える必要があるが、特別区のあいだには税源の偏在がある反面、特別区の存する区域においては統一ある事務の処理を確保する必要があることにかんがみ、都に対して納付金を納付する特別区が生じないようにする方向で、市町村税の税目のうち適当な税目を特別区税とするとともに、地方交付税の方式に準じて特別区に財源を交付するものとする。

## 9 行政連絡協議会の設置

都の区域内及び都と密接な関連を有する地域内における各行政主体及び事業主体間の連絡調整を図るため、地域内の関係地方行政機関の長、関係都県知事、関係政府関係機関、公団等の長並びに特別区の区長及び市町村長の代表者をもって連絡協議会を組織することが適当である。

## 第2 首都行政及び首都整備に対する国の配慮

現在東京の直面している水、交通等の分野における行詰りを打開するためには都及び特別区の制度の合理化とあわせて、国においても積極的に行政財政上特別の措置を講ずることが必要である。この場合において、首都を政府の直轄地とするとか、首都に関する都の権限を国に引き上げるというような論もあるが、そのような方法は採るべきでなく、あくまでも地方自治を尊重する方向において解決を図るべきものである。しかし、政府の段階において緊急を要する首都の公共施設の整備を強力に推進するため、各省庁に分散している次のような権限を一の機関にまとめ、政府の施策を統一かつ迅速に決定することができるように、臨時に国の行政組織の特例を考慮すべきである。

- 1 政府の直轄し又は助成する首都の公共施設の整備に関する総合的な計画及びこれと直接関連を有する公共施設の整備に関する総合的な計画(以下「首都整備計画」という。)を作成すること。
- 2 首都整備計画に定められた事業の実施に要する国の予算を一括して計上し、各省庁の直轄事業に係るものを除き、各省庁へ移し替えないで執行すること。
- 3 首都整備計画に基づく事業の実施について政府、地方公共団体、政府関係機関、公団等各種事業主体間の事業の実施を調整すること。
- 4 首都の公共施設の整備に関し緊急を要する特定の事務に係る各省大臣の許認可、指導監督等の権限を一元的に行使すること。

なな、この機関において首都への人口及び産業の過度集中を抑制するための対策を樹立し、その実施を推進することが適当である。

国は、首都整備計画の実施のため必要な財源について十分な配慮をするものとする。また、首都整備計画は、都市計画法上の都市計画の基幹計画として迅速に実施されるようにするために、首都整備計画と都市計画との関連等都市計画法上の特例を考慮するものとする。

### (備考)

- 1 首都整備計画の作成及び首都への人口及び産業の過度集中を抑制するための対策の樹立にあたっては、都及び関係地方公共団体の意見を十分に反映させる措置を講

ずるものとする。

- 2 国の行政組織の特例を考慮するにあたり、新たな行政機関を設けるか、既存の行政機関に行なわせるか、首都圏整備委員会をどうするか等については、国家行政組織改革の一環として政府において検討するものとする。

### 第3 東京への人口及び産業の過度集中を抑制するための措置

東京へ毎年20万人前後の人口が流入する状況のままでは、首都行政の立遅れを解消することは困難であるから、首都制度の改革と併行して人口及び産業の東京への過度集中を抑制する措置を総合的に、かつ、強力的に実施することが必要である。そのためには、戦後一段と甚だしくなった各分野における中央集権的傾向を是正し、地方分権を徹底するとともに、全国的視野から新産業都市の建設、低開発地域の開発及び大都市の再開発並びに首都の区域からの工場、事業所、大学等の分散とこれを受け入れる都市の建設を強力的に促進すべきである。

## 「一つの試み」(国会答弁)

第15次地方制度調査会答申に基づく地方自治法改正(昭和49年法律第71号)の国会審議で、特別区の区長公選制度が復活するとともに、あわせて特別区の事務、人事等の諸制度が強化整備された。しかし、その国会審議において、こうした自治権強化の方向は「一つの試み」であるとされた。

(1) 政府委員答弁(昭和49年5月14日衆議院地方行政委員会)

『今回、区長の公選を採用するというのも、言ってみれば**一つの試み**でございまして、...中略...現在の東京にとっては今度の改正案で**ひとつ試み**てみたい。これが一番おそろくいいだろうし、またいいと思われる。』

(2) 政府委員答弁(昭和49年5月16日衆議院地方行政委員会)

『今回の改正としては確かに**一つの試み**と考えざるを得ないのでございまして、いままでの区長の選任制の実態その他から公選制をとるに伴いまして、先ほど言ったかつての公選制のデメリットをカバーするために、その自治権を強める方向もあわせてお願いしておりますけれども、これはとりもなおさず、大都市の一体性の確保という点からいえば一体性の確保がしにくくなると申しますか、その辺の弱体化につながるものでございます。』

(3) 政府委員答弁(昭和49年5月16日衆議院地方行政委員会)

『今度の改正は、特別区を、できるだけ一般の市に近い権能を持ち、その自主性を強化しようという方向であることは間違いございません。しかし、その方向のみが正しいと思っているわけでは実はございませんので、大都市制度が抱えている永遠の課題として、各部各部の自主性、独立性、自治権内容の強化ということと、それから全体を通ずる一体性の確保ということの調和を常に考えていかねばいけない。

...中略...今回相当独立性を強めたが、これがまたばらばらになって、大都市行政の一体性の上で非常に支障がでるということになれば逆の方向も考えなければいけない。そういう意味で、...中略...これは**一つの試み**と考えざるを得ない...後略』

## 第22次地方制度調査会答申

第22次一4  
地制調第67号  
平成2年9月20日

内閣総理大臣 海部俊樹 殿

地方制度調査会  
会長 柴田 護

### 都区制度の改革に関する答申

当調査会は、都区制度のあり方について検討を重ねました結果、別紙のとおり結論を得ましたので、答申します。

## 都区制度の改革についての基本的な考え方

当調査会は、さきの第21次地方制度調査会に引き続き、「都区制度のあり方」について審議を重ねてきた。

審議に当たっては、東京都及び特別区から意見を聴取するとともに住民意識調査を実施する等種々の観点から検討を行った。

審議の過程において、指定都市制度を含む大都市制度又は巨大都市圏である首都圏制度の改革を検討し、都区制度のあり方はその一環として考えるべきではないかとの有力意見が提起され、活発な議論が展開された。

大都市制度一般のあり方や首都圏制度全体のあり方については、今後なお十分な論議が必要であり、引き続き当調査会において検討を続けることが適当であると思われる。また、社会経済のめまぐるしい変動に伴って地域社会の実態が著しく変化している状況を見ると、本来、都区制度の改革を行う際には、特に人口減少等の著しい都心地域の特別区の再編をはじめ、周辺地域も併せて特別区の区域の見直しを行う必要があると考えられる。

しかし、昭和49年の区長公選制度の採用等の都区制度の改正後においても、なお都と特別区の役割分担や住民に対する行政責任が不明確となっていること、特別区の自主性が阻害されていること、都が広域的立場からの大都市行政に徹しきれないことなどの問題が指摘されており、昭和61年2月19日に都区協議会で決定された「都区制度改革の基本的方向」においても、その改革が強く要請されているところである。

したがって、さしあたり、今回は、住民に身近な行政で移譲が可能なものは、できるだけ特別区の事務とするとともに、大都市の行政の一体性確保の要請に配慮しつつ、特別区の自主性、自律性を強化する方向で都区制度の見直しを行うこととし、以下の措置を講ずべきであるとの結論に達した。

### 1 都から特別区への事務移譲

昭和49年の都区制度の改正により、特別区に、概ね、一般の市に属する事務と同一の事務を処理させるほか、保健所設置市の事務を処理させることとされた。

しかし、この改正によっても、都に留保することとされた事務があり、その後も、都と特別区の役割分担を明確にし、特に住民に身近な事務については、特別区へ一層の事務移譲を行うことが求められてきたところである。

当調査会としては、特別区は、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する必要がある事務を除き、原則として、市が処理することとされている事務を処理するものとするを基本的な考え方として、昭和49年の制度改正後もなお都に留保されている事務については、できる限り特別区に移譲することが適当であると考えられる。すなわち、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務等昭和61年2月19日の都区協議会の「都区制度改革の基本的方向」に掲げられている事項については、概ねその方向で、特別区へ移譲すべきである。また、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務の移譲につい

では、住民の理解と協力、関係者間における速やかな意見の一致が望まれる。

## 2 特別区に関する特例措置の見直し

### (1) 区長委任条項

地方自治法第281条の3第3項の規定により、主として特別区の区域内に関する事務については、都の規則(東京都区長委任条項)によって都知事から特別区の区長に委任しなければならないこととされているが、特別区に関する特例措置の見直しの一環として、都から特別区への事務の委任は、地方自治法第153条第2項の規定によるものとする。なお、東京都区長委任条項に掲げる事務のうち今回の都区制度の改革の後においても特別区へ移譲されない事務については、地方自治法第153条第2項の規定により、引き続き特別区へ委任して処理されるべきものとする。

### (2) 調整条例

都は、特別区の手続について地方自治法第282条第1項によっていわゆる調整条例を定めることができることとされているが、現在調整条例は存在していないこともあり、特に都条例によって特別区の手続について調整を行うような必要性は認められない状況にある。したがって、特別区の自律性を高める見地から、この制度は廃止するものとする。

### (3) 都区協議会

地方自治法第282条の2第1項は、都と特別区からなる都区協議会を設置することとしているが、後述の都区財政調整以外の事項を協議するために開催されることは少なく、都区財政調整以外の都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整について、常設の都区協議会を置くという特例措置を設ける必要性は乏しいものとする。

したがって、現在の都区協議会の制度は都区財政調整のための協議会に再編し、その他の都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整については、地方自治法第252条の2の規定による一般の協議会の制度を活用するものとする。

### (4) 都区財政調整制度

特別区の存する区域にあっては、都と特別区の間での財源配分を適切に行う必要があること及び特別区相互間に税源の偏在がある中でその行政水準の均衡を図る必要があることを考えると、都区財政調整制度は存置せざるを得ないが、特別区の財政運営の自主性を高める観点から次のような改正を行うものとする。

今回の都区制度の改革による事務の再配分に伴い都区財政調整交付金に係る調整税の特別区への配分割合を都と特別区の間での財源配分が中期的に安定的なものとなるよう定める。

いわゆる毎年度の総額補てん主義及び納付金制度を廃止する。

都区財政調整交付金の算定方法の簡素化等の改善合理化を図る。

### (5) 地方債の許可

特別区に対する地方債の許可は、自治大臣が行うものとされているが、他の市町村の場合と同様に扱うこととし、都知事が行うものとする。

#### (6) 特別区の廃置分合及び境界変更

特別区の廃置分合又は境界変更については、その発案権を都知事が有しているが、特別区の自主性、自律性を強化する観点から、一般の市と同じ制度を適用するものとする。

#### 3 特別区の性格

今回の改革によって、特別区の処理する事務の範囲が拡充され、かつ、都との関係においてその自主性、自律性が強化されることとなるので、当調査会は、住民に最も身近な地方公共団体であるという意味において、特別区は、都の特別区の存する区域における基礎的な地方公共団体であると考えます。

しかし、特別区は、都においてのみ存する制度であり、このような改革の後においても、大都市の一体性確保の見地から、権能、税財政などの面において、一般の市町村とは異なっているため、なお特別地方公共団体であると考えます。

#### 4 改革の実施

以上に述べた特別区の処理する事務の範囲の拡充、都区財政調整制度をはじめとする特別区に関する特例措置の見直し、特別区の性格付けなどの措置は、相互に関連し、不可分となっているため、今回の都区制度の改革は、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務の移譲を含めて、一括して実施すべきである。

## 昭和61年都区合意「都区制度改革の基本的方向」

(昭和61年2月19日)

### 1 改革の意義

(大都市東京の現状)

大都市東京は、膨大な人口、昼夜間人口の激しい流動性、中枢管理機能の集中、税源の地域的偏在など、いずれをとっても他都市に類を見ない社会経済の実態を有している。また、それぞれの地域が相互補完的な役割を果たしながら、全体として大都市を形成している特別な地域構造となっている。

このことから、特別区の存する区域においては、役割分担、税財政制度などに関し、府県・市町村制とは異なる自治制度をとることによって、都と特別区が一体となって大都市東京の均衡ある行政を展開し、時代のニーズに応えてきた。

こうした中で、大都市行政の効果的運営のためには、大都市の一体性を確保しつつ、特別区の権限と責任を強化することが必要であるとの基本的考え方に立って、数次にわたる都区制度改革が行われてきた。この結果、特別区は市に準ずる地位と機能を有することとなった。

(現行都区制度の問題点)

しかしながら、地方自治制度上、今日なお、特別区は一般の市町村とは異なり、財産区や一部事務組合など同様に特別地方公共団体のままとされ、都区財政調整制度や事務調整条例の規定にも見られるように都の内部団体的性格が残されており、基礎的自治体としての性格が不明確となっている。一方、都は、特別区の存する区域では市の事務の一部を処理していることもあり、特別区との関係において広域自治体としての性格があいまいなものとなっている。

このようなことから、

第一に、都と特別区の役割分担や住民に対する行政責任が不明確となっていること、

第二に、特別区の自主性が阻害され、都に対する依存性が助長されるしくみが残されており、特別区がそれぞれの地域特性に応じたきめ細かな行政を積極的に展開できないこと、

第三に、住民に身近な自治体が、第一次的に対応すべき行政課題についてまで、都が、直接住民に対して責任を負うという面が残されており、多摩島しょ地域を含む府県行政あるいは広域的立場からの大都市行政に徹しきれないこと、

などの問題が生じている。

(改革の基本的方向)

これからの大都市東京の行政に求められているものは、以上のような問題点を克服し、広域自治体と基礎的自治体との連携のもとに、それぞれが創造性と主体性を十分発揮して、高齢化社会の進展、住民の価値観・生活様式の多様化など社会経済の変化に的確に対応して行

くことである。

従って、東京の自治制度の改革に当たっては、現行制度の枠組みの中での改善では足りず、大都市東京の特性に相応した二層による新しい自治制度とする必要がある。

すなわち、都区制度改革の基本的方向としては、

第一に、特別区の内部団体的性格を改め、特別区を大都市区域における基礎的自治体とし、普通地方公共団体に位置づけること、

第二に、特別区が地域の特性に適合した施策を積極的に進めることができるように、都と特別区の役割分担を明確にし、特に住民に身近な事務については、特別区の事務権能を一層拡充するとともに、財政自主権を強化すること、

第三に、都が府県機能を充実するとともに広域的な大都市行政を積極的に推進できるようにすること、

である。

都と特別区は、地方自治の一層の充実を図り、大都市東京の均衡ある発展と住民サービスの向上をめざし、大都市東京の社会経済的実態に適合した府県・市町村制とは異なる新たな大都市制度の確立が必要であることを、共通の認識とするものである。

その具体的内容は、以下に示すとおりである。

## 2 基本的構造・性格等

新たな制度の基本的構造及び自治体の性格等はつぎのようなものとする。

### (1) 基本的構造

大都市東京の社会経済的な実態に適合した二層による新しい大都市制度を軸とする新しい都制度を確立する。

当面、現行の特別区の区域を「大都市区域」とし、この「大都市区域」においては、広域自治体(新しい都)と複数の基礎的自治体(新しい基礎的自治体)による二層制とする。

「大都市区域」以外の地域においては、現行どおり、府県・市町村制としての新しい都と市町村による二層制とする。

多摩都市部の一部に「大都市区域」の適用を将来図ることが可能な制度とする。「大都市区域」の適用範囲等については、関係自治体や住民の意向を尊重して、別途、検討する。

### (2) 性格

新しい都は、新しい基礎的自治体及び市町村を包括する広域自治体とし、普通地方公共団体に位置づける。

新しい基礎的自治体は、大都市区域における基礎的自治体とし、普通地方公共団体に位置づける。

新しい基礎的自治体は、事務権能、税財政制度において、一般の市とは異なる地方公共団体とし、その呼称は住民の意向等を踏まえ、その性格にふさわしいものとする。

### (3) その他

新しい都と新しい基礎的自治体は、それぞれの間で調整を要する事務及び新しい基礎的自治体間の財政調整の協議などを行うため、新しい協議会を設置する。新しい協議会は、新しい都と新しい基礎的自治体の共同の協議機関とし、その設置等は法令で定める。

廃置分合、境界変更についての特例規定等、現行特別区に関する特例は可能な限り廃止し、原則として市と同様の取扱いとする。

今回の制度改革を進めるに当たって、新しい基礎的自治体の規模は、当面、現行のままとし、将来的には、規模の適正化について別途、検討する。

## 3 新しい都と新しい基礎的自治体との役割分担・事務配分

新しい都と新しい基礎的自治体との役割分担・事務配分は、事務の広域性、統一性、地域性、規模の大小等を総合的に勘案して行う。

(1) 新しい都は、基本的に、府県事務及び大都市区域における広域自治体にふさわしい大都市事務を処理する権能を有するものとし、都市交通、港湾、上・下水道、消防などの事務を処理する。

(2) 新しい基礎的自治体の事務権能は、現行の特別区が有する事務権能を含め一層拡充することとし、現行都の事務のうち、おおむね別紙のような住民に身近な事務を新たに処理することとするが、今後、国等関係方面の意向も踏まえ、引き続き都区間で協議する。

## 4 新しい都と新しい基礎的自治体の税財政制度

新しい都制度においては、新しい都と新しい基礎的自治体の安定的な税財政関係を確立し、それぞれの財政責任を明確化するとともに、新しい基礎的自治体の財政自主権を強化する。

### (1) 新しい都と新しい基礎的自治体の財源配分

新しい都と新しい基礎的自治体の財源配分は、明確かつ安定的なものとする。現行の都区財政調整制度の垂直調整は廃止する。

財源の配分に当たっては、大都市区域における市町村税等の税源を、新しい都と新しい基礎的自治体の役割分担・事務配分に対応してそれぞれに配分する。

新しい基礎的自治体の税源の基本は、それぞれの新しい基礎的自治体が賦課徴収する固有税と、新しい都が賦課徴収する市町村税の一部である調整税とする。

新しい基礎的自治体の固有税は、現行特別区税を基本とする。

調整税は、新しい都が賦課徴収する固定資産税、市町村民税法人分それぞれの一定部分を基本とする。調整税の設定は、国の法令で規定する。

都市計画税については、新しい都及び新しい基礎的自治体の都市計画事業の進捗状況に即して配分がなされるようなくみとする。

## (2) 新しい基礎的自治体間の財政調整

新しい基礎的自治体の均衡ある行政水準を維持するため、新しい基礎的自治体間の新しい財政調整を行う。

均等な調整を担保するためには、納付金制度は存置することが必要である。但し、極力、納付金が生じないようにする。

新しい財政調整は、新しい都が新しい基礎的自治体との協議を経て行う。

協議方法、調整方式は、新しい基礎的自治体の自主性が確保されるようなしくみとする。

## (3) 地方交付税制度の適用等

地方交付税制度は、新しい都と新しい基礎的自治体に対し分離して適用する。新しい基礎的自治体に対しては、一括して適用する。

新しい基礎的自治体に対する地方交付税は、新しい財政調整の財源とする。

新しい基礎的自治体の起債の許可権者は、市町村と同様に都知事とする。

## 5 今後の対応

都と特別区は、この基本的方向に沿って、住民や議会等関係者の理解と協力を求めるとともに、国等に対し、その実現を積極的に働きかけていくものとする。

なお、個別的・具体的事項については、必要に応じ、引き続き検討を重ねていくこととする。

### (別紙)

#### A 一般市(長)の事務

##### 1 都市計画に関する事務

特定街区に係る都市計画の決定の一部 (特定街区の性格等により都と分担)

都市施設のうち地域冷暖房施設に係る都市計画決定

##### 2 一般廃棄物の収集・運搬

##### 3 浄化槽の維持管理指導等に関する事務 (一部、保健所設置市(長)の事務を含む。)

##### 4 地教行法第59条の事務

#### B 保健所設置市(長)の事務

##### 1 ビル衛生管理法に基づく建築物 (都で建築確認を行うものを除く) への立入検査等

##### 2 有害家庭用品の規制に関する事務

##### 3 狂犬病の予防に関する事務 (動管法による事務の一部の処理を含む。)

##### 4 へい獣処理場等の規制に関する事務

##### 5 食品衛生に関する事務のうち、卸売市場外 (令8 営業のみ) における 報告徴取等 監視指導 届出受理 営業停止 廃棄命令等に関する事務 (但し、 は共管し 担)

## C 政令指定都市(長)の事務

## 1 すべての開発行為の許可

## 2 屋外広告物規制のうち、

特定地域のみが存在する限定的な禁止区域、禁止物件の指定、及び地域住民の屋外広告物協定による一定地域の規制の強化

屋外広告物に係る許可等に関すること

違反広告物に係る除去等必要な措置命令等に関すること

## 3 都市計画に関する事務

土地の試掘等の許可に関する事務

## 4 土地区画整理事業に関する事務（個人施行、組合設立の認可、但し、二以上の新しい基礎的自治体に係るものを除く）

## 5 児童相談所に関する事務

その他関連事業として政令指定都市事務ではないが、重症心身障害児関連 6 事業（介護事業、緊急一時保護事業、短期体験入所事業、訪問健診事業、訪問看護事業、運営費補助等法外援護事業）に関する事務を含む。

## 6 児童福祉に関する事務のうち、補装具の交付等

## 7 民生委員に関する事務のうち、民生委員の推薦等、審査会の設置を除く事務

## 8 身体障害者の福祉に関する事務のうち、身体障害者相談員の委託

## 9 母子及び寡婦の福祉に関する事務

## 10 寄生虫病の予防に関する事務

## 11 墓地、埋葬等の規制に関する事務

## 12 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務

## 13 風致地区内における建築等の規制に関する事務

## D その他

## 1 建築基準法に関する事務

大規模建築物（床面積 5,000 m<sup>2</sup>という基準を引き上げる方向で検討）、地下街、遊戯施設等を除く建築確認事務

特定行政庁の行う指定、許可等

## 2 一部の特例都道の設置管理

なお、国民健康保険事業については、都の調整を廃止する。また、新しい基礎的自治体は、都市計画事業・公営住宅の建設等の共管事務を、新しい都と役割分担を行った上で、積極的に処理する。

## 平成12年改革の枠組み

(地方自治法等の一部を改正する法律案の概要(平成10年3月自治省行政局行政課)より)

### 1 特別区の「基礎的な地方公共団体」としての位置付け

都道府県と市町村の役割分担の規定に準じて、事務配分の指針として都と特別区との役割分担の原則に係る規定を設ける。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理するものとする。

都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、都道府県が処理するものとされている事務、特別区に関する連絡調整の事務のほか、市町村が処理する事務のうち人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性・統一性の確保の観点から特別区の存する区域を通じて一体的に処理する必要のある事務を処理するものとする。

(地方自治法新第281条の2関係)

### 2 大都市の一体性・統一性の確保に配慮した特別区の自主性・自律性の強化

#### (1) 地方自治法上の特例措置の改正(除:税財政関係)

特別区の廃置分合・境界変更の手續の改正

- ・ 特別区の廃置分合・境界変更について特別区が発議することとする等手續を改めた上、法定化する。(新第281条の3～第281条の6関係)

区長委任条項の廃止

- ・ 都の規則で主として特別区の区域内に関する事務を特別区に委任し、その事務の執行について都知事が指揮監督を行うことを定めた規定を廃止する。
- ・ 委員会・委員へ準用する旨の規定を廃止する。(旧第281条の3関係)

調整条例の規定廃止

- ・ 都条例で特別区の手務に係る調整措置を講じることとされている制度を撤廃する。(旧第282条第1項関係)

複合的一部事務組合の設置

- ・ 特別区による複合的一部事務組合の設置を可能とする。(第285条関係)

#### (2) 税財政制度の改正

都区財政調整制度の改正

- ・ 調整財源(市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税)を法定化する。
- ・ 都の一般会計からの総額補てんを廃止する。
- ・ 収入額が超過する特別区による納付金の納付を廃止する。(第282条関係)

特別区の起債制限に係る都との連動の緩和

- ・ 現行では都の普通税の税率が標準税率未満である場合に特別区は起債を制限されることとされているが、都区財政調整制度における調整財源となる都税の税率が標準税率未満である場合に限り特別区は起債を制限されることとする。(地方財政法第5条第2項関係)

都から特別区への税財源の移譲

- ・ 入湯税を特別区に移譲する。(地方税法第735条・第736条第2項関係)
- ・ ゴルフ場利用税交付金を特別区に交付する。(地方税法第103条関係)
- ・ 航空燃料譲与税を特別区に譲与する。(航空燃料譲与税法第1条・第2条・第8条関係)

#### 法定外普通税に対する都の同意の廃止

- ・ 特別区が法定外普通税を新設・変更する場合における都の同意を廃止する。

(地方税法旧第736条第4項関係)

#### 特別区たばこ税の都による賦課徴収の廃止

- ・ 特別区たばこ税は都が都たばこ税と併せて賦課徴収する旨の特例を廃止し、特別区が賦課徴収することとする。

(地方税法旧第736条第5項・第6項関係)

#### (3) その他

国民健康保険事業に係る都条例による特別区間の調整措置を廃止する。

(国民健康保険法旧第118条関係)

### 3 都から特別区への事務の委譲

#### (1) 一般廃棄物の収集・運搬・処分事務の移管

- ・ 一般廃棄物の収集・運搬・処分事務を特別区に移管する。

( ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
・ 浄化槽法 等関係)

#### (2) 教育委員会の処理する事務の移管

- ・ 小中学校・養護学校・幼稚園の教職員の任用・服務、教科書・教材、教育課程等に関する事務を特別区教育委員会へ移管する。

( ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
・ 教育公務員特例法  
・ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法  
・ 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律 関係)

#### (3) 保健所設置市に係る留保事務の移管

- ・ 以下の各法律に規定された保健所設置市の事務のうち都に留保されている事務を特別区に移管する。

化製場等に関する法律に基づく事務

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務

浄化槽法に基づく事務

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律附則第12条関係)

#### (4) 政令で定める市に対する事務委譲に係る委譲対象への追加

- ・ 以下の各法律による政令で定める市に対する事務の委譲に係る委譲対象に政令で定める特別区を追加する。

温泉法

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

### 4 その他所要の改正

(1) 平成12年4月1日施行。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律を特別区について適用する。

(3) 法令の制定又は改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた地方自治法別表に所要の改正を加える。

(4) その他所要の経過措置等を設ける。

## 都区協議会(12.2.10)で確認した主要 5 課題

1 今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成 17 年度までに協議する。

今回財源配分に反映させない経費（財調の財源配分には反映されないが、清掃事業移管に伴って、都が財調外で負担するとした経費）

- ・職員費等の別途交付金 76 億円
- ・清掃工場建設に伴う地元還元施設に対する補助金 35 億円
- ・派遣職員の退職手当 105 億円
- ・清掃工場建設等に要した既発債償還経費 529 億円

合計 745 億円

（財調の率に換算して約 5 %）

2 今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。

3 今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等を踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。

### 大都市事務

特別区の存する区域において、区税、市町村税相当の都税等、いわゆる「市町村財源」を充当する事務。このうち、地方自治法第281条の2第1項に基づいて、大都市地域における行政の一体性・統一性の確保の観点から都が一体的に処理する事務を、「都が行う大都市事務」としている。

4 都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。

5 清掃事業の特例的な対応が終了する平成 17 年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

## 平成12年2月10日都区協議会会議録(抜粋)

## &lt;西野委員(大田区長・区長会会長)発言&gt;

平成12年度の都区財政調整は、都区制度改革の財政面での確認であります。特別区としては、基礎的な地方公共団体として再出発する基礎づくりのための重要な協議と認識してまいりました。

このため、清掃事業の移管経費の積算や介護保険制度の導入に伴う調整など、今後の特別区の需要算定のあり方をめぐって、都区間の協議を積み重ね、また、区長会としても都知事、都議会への要請を含め、様々な取り組みを行ってまいりました。

その結果を受けて、協議の最終段階で都から示された配分割合については、協議の中で区側が主張してきた内容と比べ、なお乖離があることから、区長会の中でも極めて厳しい意見もありました。しかし、協議を突き詰めてもなお都区双方の主張が一致しきれない中で、区側の主張も一定程度反映されたこともあり、また、深刻な都財政の現状等の全体的な状況を踏まえると、これまでの取り組みのぎりぎりの決着点として受入れ、残された課題は、今後の実施の中でしかるべき解決を図ることで止むを得ないと判断したところでございます。

そこで、これまでの協議の中で確認した事項のうち、とくにこれから申し上げる5つの点について、今後都区双方誠意を持って協議すべき主要課題として明確にご確認いただいたうえで、第1号協議案、第2号協議案及び第3号協議案を提案どおり了承することいたします。(\*注)

まず、1点目は、今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議するということでございます。

2点目は、今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議するということでございます。

3点目は、今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等を踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議するということでございます。

4点目は、都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とするということでございます。

5点目は、清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行うということでございます。

なお、これらの点についての区側の考え方は、第4回都区財政調整協議会での区側発言のとおりであります。

以上5点について、今後の主要な協議課題としてご確認をお願いいたします。

## &lt;石原会長(都知事)発言&gt;

今、西野区長さんから発言がありました5つの点については、都としても、今後、区側と協議すべき重要な課題として、しっかりと確認をいたします。

\*注 第1号協議案「平成12年度都区財政調整について」

第2号協議案「都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(案)について」

第3号協議案「東京都特別区財政調整会計条例の一部を改正する条例(案)について」

## 首都たる東京の計画例示

総理府公告 首都建設委員会公告第4号

首都建設法第4条の規定により作成した首都建設計画のうち下水道に関する計画は次の通りである。

昭和26年12月6日

首都建設委員会委員長 野田 卯一

## 一、改良下水道の系統別区域及び汚水処分場の位置

系統	区域	面積(ヘクタール)	汚水処分場の位置
芝浦	港区及び千代田、中央、新宿、文京、渋谷、豊島各区の大部並びに台東、品川、目黒、世田谷、北、荒川各区の一部	約 8,065	港区芝高浜町 同 海岸通五丁目 } 地内
三河島	台東、荒川各区の大部及び千代田、文京、北各区の一部	" 1,794	荒川区三河島二丁目 同 八丁目 } 地内
砂町	墨田、江東各区及び中央、足立、江戸川各区の一部	" 3,817	江東区南砂町九丁目地内
小台	北、板橋各区の大部及び豊島、練馬、足立各区の一部	" 4,019	足立区南宮城町地内
落合	中野、杉並各区の大部及び新宿、世田谷、渋谷、豊島、練馬各区の一部	" 6,162	新宿区上落合一丁目地内
森ヶ崎	大田区及び品川、目黒、世田谷各区の大部並びに渋谷、杉並各区の一部	" 12,298	大田区森ヶ崎地内

二、在来下水の区域及び延長 在来下水の区域は別紙図面表示の通りとし、その総延長は360軒(キロメートル)とする。

(図面省略)

三、計画の基準 改良下水道の規模は汚水量最大1人当り1日320リットル、雨水量1時間最大40ミリメートルを排除するに足るものとする。

四、事業の実施 事業の実施にあたり当面の目標となすべき下水道は次の通りとする。

## イ 改良下水道の建設

系統	対照区域	面積(ヘクタール)	完成率	汚水処分場	ポンプ場
芝浦	千代田、港、新宿、文京、渋谷、豊島、台東、品川、目黒、世田谷、北、荒川各区の一部	約 4,030	37%	芝浦処分場	
三河島	荒川区の一部	" 300	50	三河島処分場	山谷ポンプ場 町屋 " 月島 " 越中島 "
砂町	墨田、江東、中央、江戸川各区の一部	" 1,687	22	砂町処分場	吾嬬 " 小松川 " 砂町 "
小台	北、板橋、豊島各区の一部	" 2,102	10	小台処分場	
落合	中野、杉並、新宿、渋谷、豊島各区の一部	" 2,442	10	落合処分場	
森ヶ崎	大田、品川、目黒、澁谷各区の一部	" 3,674	5	森ヶ崎処分場	

ロ、消化槽の建設 砂町污水処分場内に、1日1万石の屎尿の消化を目途とする消化槽を、昭和27年度以降概ね3箇年間に建設するものとする。但し、将来その施設を污水処分施設の一部として使用することを予定し、その一環としてこれを計画するものとする。

#### 八、在来下水の改良（省略）

### 総理府公告 首都建設委員会公告第6号

首都建設法第4条の規定により作成した首都建設計画のうち学校(六・三制)施設に関する計画は次の通りである。

昭和26年12月24日

首都建設委員会委員長 野田 卯一

一、小中学校施設増設計画 昭和31年における23区小学校児童数76万、中学校生徒39万を收容し、二部教授を解消することを目標として、昭和27年度以降概ね5ヶ年間に次の教室を増設するものとする。

区分	構造	教室数	
		室	坪
小学校	木造	3,036	91,074
	鉄筋	996	49,818
	計	4,032	140,892
中学校	木造	2,213	66,375
	鉄筋	683	34,133
	計	2,896	50,508
合計	木造	5,249	157,449
	鉄筋	1,679	83,951
	計	6,928	241,400

二、小中学校施設校地整備計画 一、の計画に伴い児童1人当り3坪を基準として次の校地を整備するものとする。

区分	校数		坪数(約)
	校	坪	
小学校	288	480,184	
中学校	256	922,802	
計	544	1,402,986	

三、小中学校施設改修計画 23区内における小中学校のうち老朽校舎で危険なもの及び終戦直後建設した仮校舎を今後数年間に改修するものとする。

改修すべき校舎は次の通りである。

#### 老朽校舎

区分	構造	校数		坪数(約)
		校	坪	
小学校	木造	55	24,752	
	鉄筋	6	5,920	
	計	61	30,672	
中学校	鉄筋	1	404	
合計	木造	55	24,752	
	鉄筋	7	6,324	
	計	62	31,976	

## 仮校舎

区分	構造	校数	教室数	坪数(約)
		校	室	坪
小学校	木造	70	492	16,140
	鉄筋	40	258	12,900
	計	110	750	29,040

四、盲ろう学校施設増設計画 23区内における盲ろう者の全員を收容するため今後数年間に次の盲ろう学校施設を増設するものとする。

区 分		室数(約)	坪数(約)
		室	坪
盲学校	校舎	68	1,689
	寄宿舎	110	1,156
ろう学校	校舎	337	8,429
	寄宿舎	235	2,349
計	校舎	405	10,118
	寄宿舎	350	3,505
	計	755	12,623

## 総理府公告 首都建設委員会公告第10号

首都建設法第4条の規定により作成した首都建設計画のうち塵芥焼却場建設に関する計画は次の通りである。

昭和26年12月24日

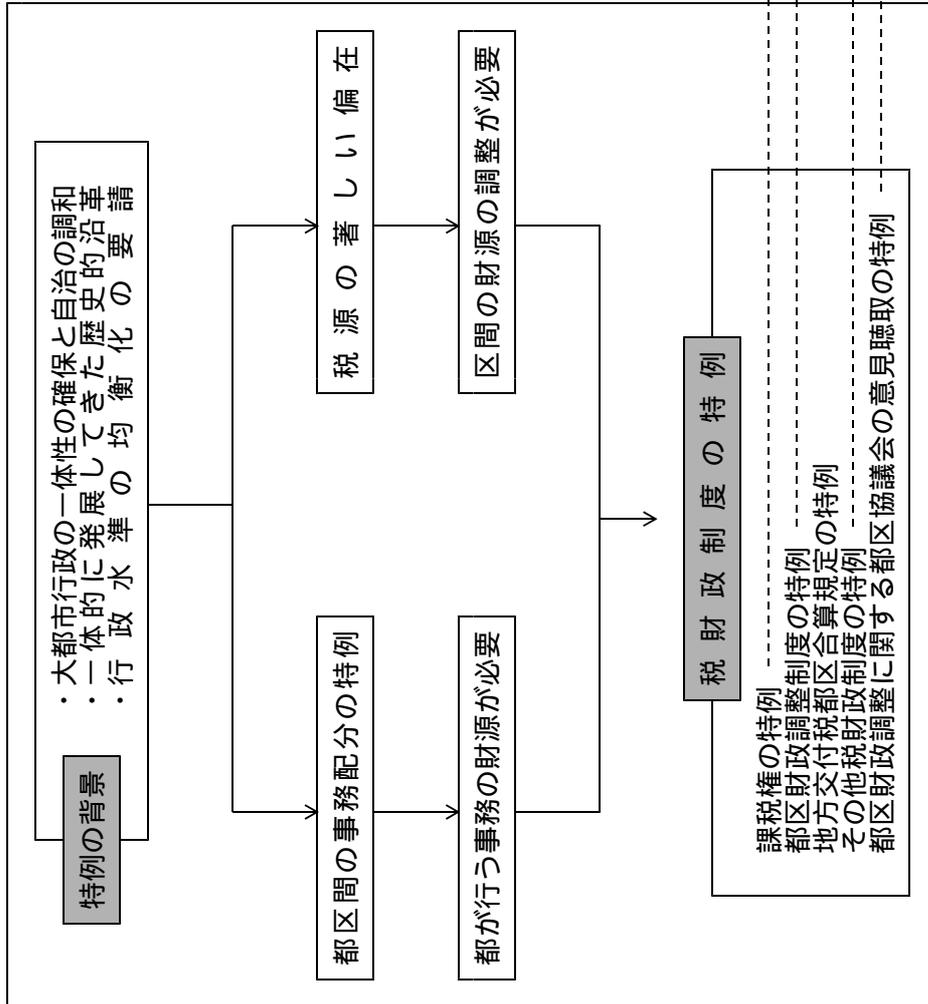
首都建設委員会委員長 野田 卯一

昭和27年度以降概ね5ヶ年間に次の塵芥焼却場を建設するものとする。

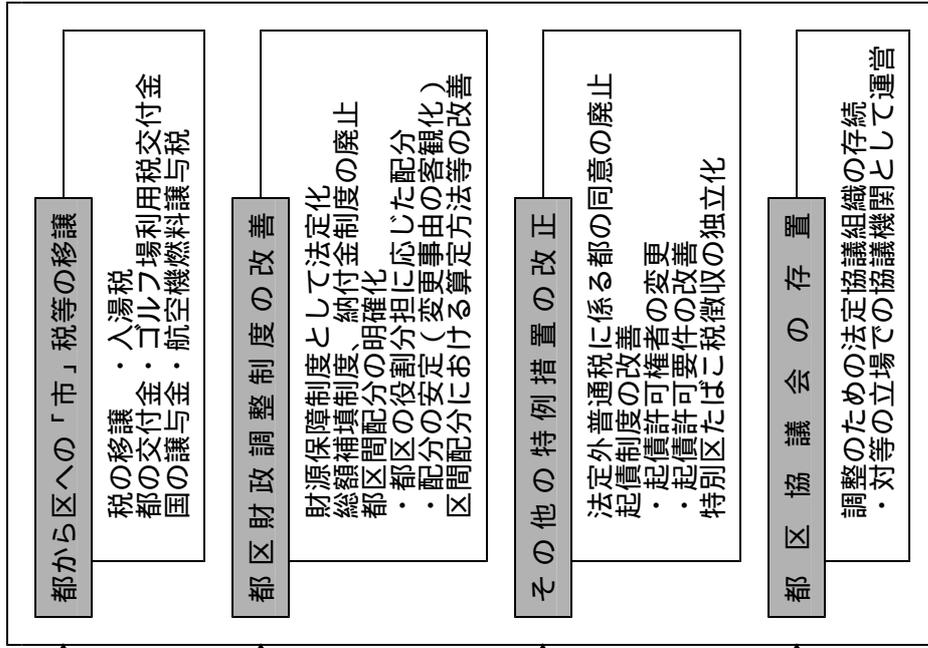
番号	名称	位置	焼却能力(一日当り)
1	蒲田	大田区	50,000貫
2	玉川	世田ヶ谷区	50,000 "
3	子歳	世田ヶ谷区	50,000 "
4	杉並	杉並区	50,000 "
5	石神井	練馬区	35,000 "
6	志村	板橋区	62,500 "
7	足立	足立区	50,000 "
8	葛飾	葛飾区	50,000 "
9	江戸川	江戸川区	37,500 "
	計		435,000 "

都区税財政制度改革の全体像（イメージ図）

〔基本的枠組み〕



〔改革の内容〕

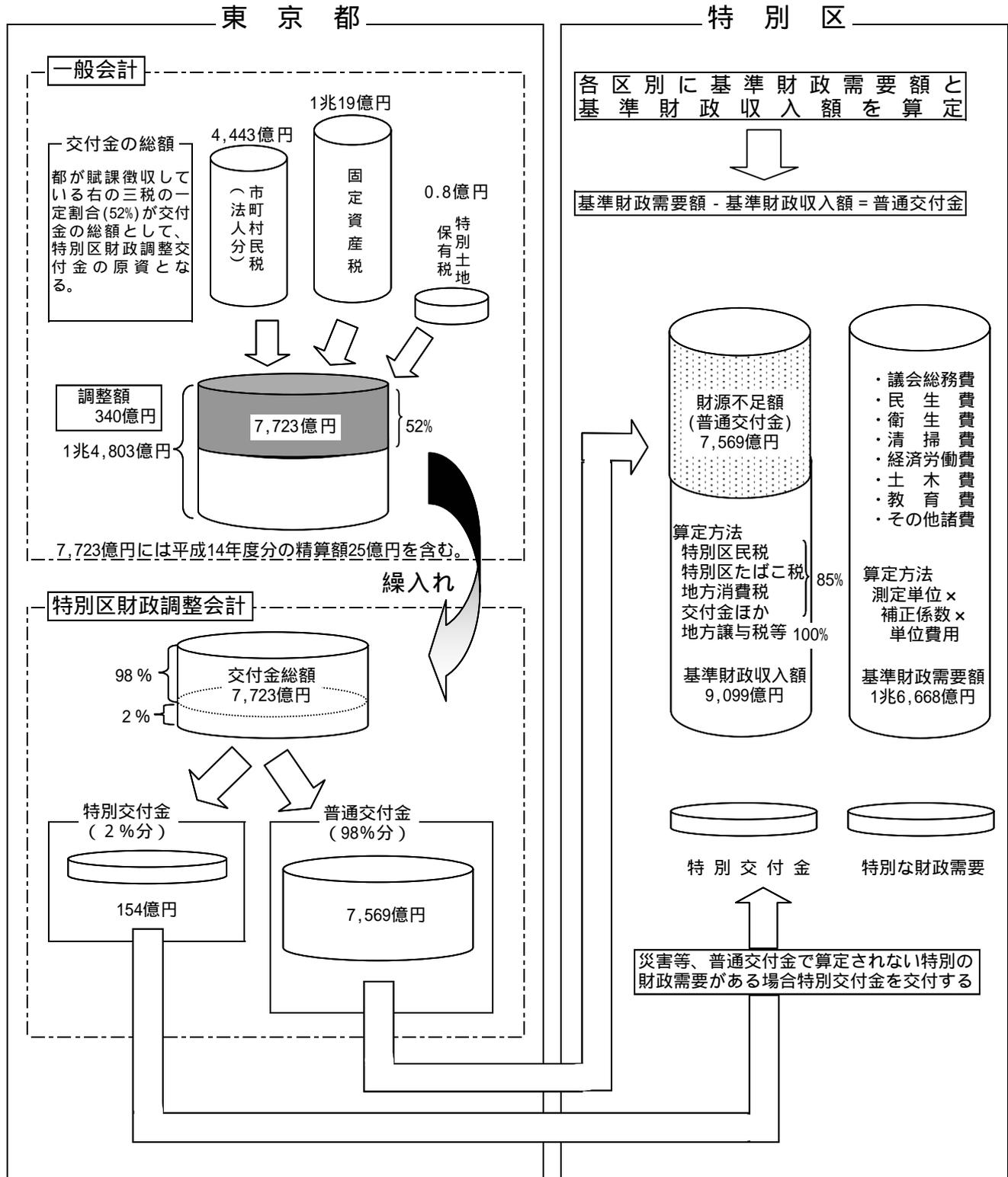


〔改革の方向〕



### 特別区財政調整交付金算定の仕組み

(図中の数字は、平成16年度フレームに基づく)



調整額とは、恒久的減税の実施に伴い、平成11年度から当分の間加算されるたばこ税調整額及び交付金調整額のことである。



## 多様な「区」がある中で

	特別区	財産区	行政区	地域自治区	地域自治区の特例	合併特別区
法人格の有無	特別地方公共団体	特別地方公共団体	×	×	×	特別地方公共団体
長の名称	区長	管理者	区長	区長	区長	区長
住居の表示	区の名称を冠する	×	区の名称を冠する	区の名称を冠する	区の名称を冠する	区の名称を冠する
設置の区域	都の区の区域に設置	市区町村の区域の一部に設置	指定都市の全域に設置	市区町村の全域に設置	合併市区町村の一部の区域に、1又は2以上の旧市区町村の区域を単位として設置	合併市区町村の全部又は一部の区域に、1又は2以上の旧市区町村の区域を単位として設置
存続期間の有無	×	×	×	×	協議で定める期間(上限なし)	5年以下